

平成 25 年度 木造住宅施工能力向上・継承事業

木造住宅施工能力向上・継承事業を実施する者に対する 補助事業の公募についての公示

平成 25 年 6 月 19 日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

この度、木造住宅施工能力向上・継承事業を実施する者に対する補助事業の公募を開始しますのでお知らせします。

本事業は、木造住宅供給の担い手となる大工就業者の減少・高齢化を踏まえ、木造住宅等の生産過程や維持管理・リフォーム技術等に関する知識・ノウハウを有する人材を育成するため、これら人材を育成しようとする者に対し、国が必要な費用を補助することにより、木造住宅等の生産体制の強化を図るものです。

1 補助対象とする事業の内容

次の(1)から(6)のテーマのいずれかに該当する、木造住宅施工能力向上・継承に向けた取組。

- (1) 木造住宅の高度な省エネ施工技術に関する講習
- (2) 木造住宅の耐震診断・耐震改修技術に関する講習
- (3) 木造住宅の構造計画に関する講習
- (4) 既存住宅のリフォーム推進に資する診断・修繕計画策定・施工技術等に関する講習
- (5) 長期優良住宅の施工等に係る大工技能者等の育成に向けた技術講習及び実技指導
- (6) 手刻み加工や墨付け等の伝統的な技術を活用した木造住宅の施工を担う大工技能者等の育成に向けた技術講習及び実技指導

※ 本事業により実施する技術講習又は実技指導においては、必ず受講者等に適切な参加費用を求めることとする。

※ なお、上記のうち、(5)及び(6)については複数年度にまたがる事業計画の提案についても可とする。この場合、提案書において予め各年度の計画及び必要経費等を明らかにすることとし、提案内容等が適切と判断され採択となれば、2年目以降の事業に係る補助金については、当該年度の国の予算が認められた場合に、予算の範囲内で優先的に交付を行う。

2 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成25年8月下旬から平成26年3月上旬（予定）

3 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、次の(1)から(5)までの全てを満たす者であることを要件とする。

- (1) 補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- (3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

4 公募要領の交付期間及び担当部局等

(1) 交付期間

平成25年6月19日(水)10:00から平成25年7月2日(火)18:00まで

(2) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 飯田

電話 03-5253-8111(代) (内線 39422) ファクシミリ 03-5253-1629

電子メール iida-s24h@mlit.go.jp

(3) 方法

上記担当部局にて紙媒体又は電子媒体をもって配布

公募要領の交付を希望する場合は、予め(2)の担当まで事前連絡を行うこと。

5 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成25年7月3日(水)18:00まで（必着）

(2) 場所

4(2)に示す担当部局

(3) 方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合はA4サイズとし5部、FAX又は電子メールの場合は1部。（FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。

「Just System 一太郎 2004～2009」「Microsoft Word2003, 2007」「Microsoft

Excel2003, 2007」「Adobe Acrobat Reader4.0～9」の形式

- ・ ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・ 印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

※ 応募に関する質問は、公募要領に記載した方法（電話、FAX又は電子メール）にて受け付ける。（来訪等による問い合わせには対応しない。）

6 審査・採択方法

提出された提案書等について、学識経験者等で構成する評価委員会において書類審査等による評価を行い、一定の評価を得た提案書等を提出した者を当該事業に係る平成25年度予算の範囲内で採択する。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は4(2)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった応募書類は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を応募書類を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は公募要領等による。